<高齢者虐待の防止について>

1. 郡山市の高齢者の状況について

区分	人数(人)	割合
郡山市人口	310,950	
65歳以上の高齢者	88,742	28.5%
65歳以上の方に占める要介護認定者数	16,173	18.2%
75歳以上の後期高齢者	46,510	15.0%
75歳以上の方に占める要介護認定者数	14,320	30.8%

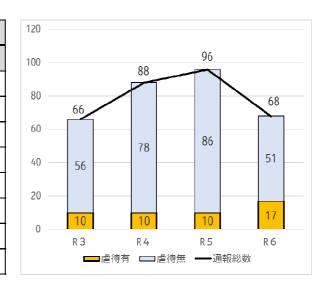
(令和7年3月31日現在)

2. 高齢者虐待対応状況について

(1) 養護者による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

左府	通報件数	虐待と判断	虐待と判断した被虐待者内訳			
年度	迪報件 数	した件数	男	女	合計	
R 3年度	66件	10件	2人	8人	10人	
K3牛皮	001 1	15.2%	20.0%	80.0%	100.0%	
R 4年度	88件	10件	4人	6人	10人	
K 4 平局		11.4%	40.0%	60.0%	100.0%	
R 5年度	96件	10件	3人	7人	10人	
ドラ牛皮		10.4%	7.0%	70.0%	100.0%	
R 6年度	68件	17件	2人	15人	17人	
		25.0%	11.8%	88.2%	100.0%	



イ 相談・通報者の内訳(重複あり)

相談•通報者	郡山市(R6年度)		福島県(R5年度)		国(R 5年度)	
旧談 地 和 白	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
警察	27	39.7%	179	31.0%	14,682	34.3%
介護支援専門員等	29	42.6%	183	31.7%	10,607	24.8%
被虐待者本人	3	4.4%	28	4.8%	2,327	5.4%
家族・親族	0	0.0%	45	7.8%	3,209	7.5%
介護保険事業所等	1	1.5%	41	7.1%	2,512	5.9%
近隣住民・知人	0	0.0%	10	1.7%	1,252	2.9%
医療機関従事者	2	2.9%	26	4.5%	1,767	4.1%
民生委員	1	1.5%	11	1.9%	593	1.4%
虐待者自身	0	0.0%	12	2.1%	621	1.4%
行政関係者	3	4.4%	12	2.1%	2,165	5.1%
その他(不明、匿名含む)	2	2.9%	31	5.4%	3,115	7.3%
計	68	100.0%	578	100.0%	42,850	100.0%

ウ 虐待と判断した事案の種別(重複あり)

虐待判断件数	虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
1 161分刊的11分数	件数	11	5	8	0	5
17	割合	64.7%	29.4%	47.1%	0.0%	29.4%

※「割合」は、被虐待者数に対する虐待種別の割合を示したもの

エ 虐待と判断した事案への対応について

緊急性				
有	無	主な対応の内訳	法第13条による 面会制限	
		やむを得ない事由による 特別養護老人ホームへの措置入所	0	0
		養護老人ホームへの措置入所	3	
		契約による介護施設入所	4	
10	7	契約による転居	0	
		医療機関への入院、受診等	3	
		警察への援助要請及び立入調査	0	
		介護サービスの拡充	4	
		その他(インフォーマルサービスの利用等)	3	

オ 虐待の判断に対する養護者への支援について

養護者支援内訳			
経過観察(見守り)			
	助言・指導	16	
	介護負担軽減のための事業に参加	0	
経過観察以外	関係機関の紹介、介入	8	
の対応	(被虐待者への)介護保険サービスの導入	6	
	(被虐待者への)ケアプラン見直し	8	
	(被虐待者への)インフォーマルサービスの利用等	3	

(2) 養介護支施設従事者等による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

年度	通報件数	調査件数	虐待判断 件数	9 8 8 7 7 7
R3年度	4	4	1	5 4 4 6
R4年度	7	7	3	3 3
R5年度	7	7	3	3 3 2
R6年度	8	8	2	R 3 年度 R 4 年度 R 5 年度 R 6 年度 R 6 年度 R 6 年度

イ 相談・通報者の内訳(重複あり)

相談・通報者	郡山市	(R6年度)	福島県(R5年度)		国(R5年度)	
旧談•週報百	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
当該施設・事業所職員	2	25.0%	16	33.3%	1,125	28.7%
家族・親族	0	0.0%	8	16.7%	595	15.2%
当該施設・事業所元職員	2	25.0%	5	10.4%	293	7.5%
当該施設・事業所管理者	0	0.0%	10	20.8%	654	16.7%
地域包括支援センター職員	1	12.5%	0	0.0%	119	3.0%
本人による届出	0	0.0%	0	0.0%	76	1.9%
医療機関従事者 (医師含む)	1	12.5%	2	4.2%	112	2.9%
介護支援専門員	0	0.0%	1	2.1%	135	3.4%
介護相談員	0	0.0%	1	2.1%	14	0.4%
社会福祉協議会職員	0	0.0%	0	0.0%	6	0.2%
国民健康保険団体連合会	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
都道府県から連絡	0	0.0%	2	4.2%	82	2.1%
警察	0	0.0%	2	4.2%	72	1.8%
その他(不明、匿名含む)	2	25.0%	1	2.1%	631	16.1%
計	8	100.0%	48	100.0%	3,917	100.0%

ウ 虐待と判断した事案の種別

(複数の虐待と認定した事案もあるため、虐待の判断件数と種別の合計件数は一致しない)

虐待判断件数	虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
121分刊12011十分)	件数	2	1	0	0	0
2	割合	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

^{※「}割合」は、虐待と判断した件数に対する発生要因の件数の割合を示したもの。

エ 虐待判断事案への対応

対応内訳	件数
改善計画書提出	1
改善勧告の実施(介護保険法)	1

オ 虐待の発生要因(重複あり)

発生要因	郡山市(F	R 6年度)	国(R 5年度)		
光生安囚	件数	割合	件数	割合	
教育・知識・介護技術等に関する問題	2	100.0%	642	57.2%	
職員のストレスや感情コントロールの問題	0	0.0%	255	22.7%	
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、 管理体制等	2	100.0%	277	24.7%	
倫理観や理念の欠如	0	0.0%	193	17.2%	
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	1	50.0%	114	10.2%	
虐待を行った職員の性格や資質の問題	0	0.0%	146	13.0%	
その他	0	0.0%	15	1.3%	

^{※「}割合」は、虐待と判断した件数に対する発生要因件数の割合を示したもの。

虐待の発生要因は全国的な傾向として、教育・知識・介護技術に関する問題や組織風土、人間関係、管理体制等の問題に係る割合が高く、郡山市においても同様の状況がみられます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、虐待を行った職員のみにその原因を求めるものではなく、経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。

虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面の課題を含めて改善を行うことにより、より実効性の高い虐待防止の取組みにつながります。

高齢者虐待の定義、責務について

1 「養護者による」高齢者虐待(高齢者虐待防止法第2条第4項)

※養護者:日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行 を加えること。
介護・世話の放棄・放 任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 養護者以外の同居人による虐待行為の放置当、養護を著し く怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又著しく拒絶的な反応、その他 の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分 すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得 ること。

2 「養護者による高齢者虐待に係る通報等」(高齢者虐待防止法第7条第1項、第2項)

養護者による高齢者虐待を受けたと 思われる高齢者の生命・身体に重大 な危険が生じている場合	速やかに市町村に 通報しなければならない
上記以外の場合	市町村に通報するよう 努めなければならない

3 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待(高齢者虐待防止法第2条第5項)

※養介護施設従事者等:老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に 従事する人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある 暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく 怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応そ の他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う こと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をして わいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者 から不当に財産上の利益を得ること。

4 「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等」

(高齢者虐待防止法第21条第1項、第2項、第3項)

業務に従事する施設において、養介 護施設従事者等による高齢者虐待を 受けたと思われる高齢者を発見した 場合	速やかに市町村に 通報しなければならない
養介護施設従事者等による高齢者虐待 を受けたと思われる高齢者を発見し、 その高齢者が生命又は身体に重大な危 険が生じている場合	速やかに市町村に 通報しなければならない
上記のほか養介護施設従事者による 高齢者虐待を受けたと思われる高齢 者を発見した場合	速やかに市町村に通報するよう 努めなければならない

高齢者虐待の対応フロー

※厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢 者虐待への対応と養護者支援について」より引用

民生委員 介護事業所等 本人、家族 地域住民 警察 相談・通報・届出 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター ①養護者による虐待(高齢者虐待防止法) 連携 地域包括ケア推進課 (地域包括支援センター) 健康長寿課(老人福祉法第11条) ■高齢者の保護 ・状況把握 コアメン ・措置、契約入所 ・入院 等 緊急性 [緊急性有] バー会議 ・事実確認 の判断 ■重大事案の対応 養護者支援 · 立入調査、警察介入 ※併せて実施 ・地域での見守り [緊急性無] ・サービス調整 ②養介護施設従事者等による虐待(高齢者虐待防止法、介護保険法、老人福祉法) 介護保険課、健康長寿課 地域包括ケア推進課 ・協力依頼による調査(高齢者虐待防止法第24条) ・運営指導(介護保険法第23条) ・報告等(老人福祉法第18条) [調査協力拒否] 監査(介護保険法第76条) 立入調査(老人福祉法第18条、 事実確認 生命に危害の恐れ 29条) 【担当課協議】<虐待の有無判断、緊急性判断(高齢者の安全確保の措置)> 改善を要する場合 「改善勧告※」が必要な場合] ※介護保険法による権限行使 ・改善要請・口頭指導・モニタリング 指定の効力停止 指定取消 改善勧告 改善命令 改善状況により終結の判断